

地産地消型再エネ増強プロジェクト

よくある質問Q & A

Ver.2.1

令和4年2月

公益財団法人 東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称: クール・ネット東京)

内容

1. 助成金制度について	1
Q.101 国や他の自治体等の助成金との併給はできますか?	1
Q.102 自治会や町内会等の集会所に太陽光発電設備を導入したいのですが、助成対象事業となりますか?	1
Q.103 設備の導入施設の建物登記を申請していないため、建物登記簿謄本がありません。助成金を申請できますか?	1
Q.104 申請事業者の住所が東京都外なのですが、申請できますか?	1
Q.105 交付申請書類の提出後に、再エネ設備の仕様、システムを変更することはできますか?	1
Q.106 現地調査を行うことはありますか?	1
Q.107 申請前に提出書類を持ち込んで確認してもらえますか?	2
2. 助成対象について	2
Q.201 国及び地方公共団体保有の建物を導入施設とする場合は、助成対象事業となりますか?	2
Q.202 既設の再エネ設備を設置しているのですが、蓄電池のみの申請は助成対象事業となりますか?	2
Q.203 既設の再エネ設備と今回申請分の新設再エネ設備を接続しても助成対象事業となりますか?	2
Q.204 企業の社員寮は助成対象事業となりますか?	2
Q.205 防水・塗装工事費は助成対象経費となりますか?	2
Q.206 出力制御機能付きの計測装置は助成対象経費となりますか?	2
Q.207 実施設計費とはどのようなものが助成対象経費となりますか?	3
Q.208 助成対象設備がわかる一覧表などはありますか?	3
Q.209 太陽光発電搭載型のソーラーカーポートは助成対象となりますか?	4
Q.210 太陽光発電一体型のソーラーカーポートは助成対象となりますか?	4
3. 申請方法について	4
Q.301 申請書類の提出方法を教えていただけますか?	4
Q.302 申請書が複数あるのですが、1つの封筒で郵送してもよろしいですか?	4
Q.303 助成金申請の審査状況について教えていただけますか?	4
Q.304 交付決定等のお知らせはいただけるのでしょうか?	4
Q.305 助成金申請を請負業者などに代行していただくことはできますか?	4
Q.306 ビルのテナントとして入っていますが、どのように申請すればよいのでしょうか?	5

Q.307 複数の設備間に共通で利用する設備がある場合、どのように経費を計算すればよいのでしょうか?	5
Q.308 交付申請時に提出するのは1社の見積書でよろしいですか?	5
Q.309 提出書類のうち、手続代行者の記名が必要な書類や、提出が必要な公的書類を教えてもらえますか?	5
4. その他.....	6
Q.401 施工業者は、東京都内の業者を選ばなければなりませんか?	6
Q.402 交付申請書類提出から交付決定までの期間はどのくらいですか?	6
Q.403 太陽光発電設備の法定耐用年数が15年、17年とありますが、違いは何でしょうか?	6
Q.404 余剰売電を行ってもよいのでしょうか?	6
Q.405 省エネ診断を受診したいのですが、都内で対象となる施設が助成金に申請する新築施設のみです。受診できますか?	7
Q406 再エネ設備から発電された電力を、建物所有者等に売電することはできま すか?	7

1. 助成金制度について

Q.101 国や他の自治体等の助成金との併給はできますか？

A.101

国や他の自治体等の助成金との併給については、手引きをご確認ください。

ただし、本事業以外で都又は公社、若しくは区市町村が実施する都の資金を原資とした助成金とは、併給できません。

※国や他の自治体等の助成金側に制限がある場合もありますので、国や他の自治体等の助成金担当窓口に併給できるかご確認ください。

Q102 自治会や町内会等の集会所に太陽光発電設備を導入したいのですが、助成対象事業となりますか？

A102

法人格がある場合は、対象となります。

ただし、居宅として使用するものは除きます。

法人格がない場合は、事前に公社へお問い合わせください。

Q.103 設備の導入施設の建物登記を申請していないため、建物登記簿謄本がありません。助成金を申請できますか？

A.103

事前に公社へお問い合わせください。

Q.104 申請事業者の住所が東京都外なのですが、申請できますか？

A.104

設備の導入施設及び消費施設が都内であれば申請可能です。

Q.105 交付申請書類の提出後に、再エネ設備の仕様、システムを変更することはできますか？

A.105

一度、ご提出いただいた申請書類のうち、交付決定前の変更に関しては、一度申請を取り下げていただきます。交付決定後の変更に関しては、計画変更申請書をご提出いただきます。※計画変更が判明した時点で公社までご相談ください。

Q.106 現地調査を行うことはありますか？

A.106

必要に応じて行う場合があります。現地調査を行う際は、ご協力を願います。

Q.107 申請前に提出書類を持ち込んで確認してもらえますか？

A.107

交付申請書提出前の確認は事前審査に当たるため、対応できません。

2. 助成対象について

Q.201 国及び地方公共団体保有の建物を導入施設とする場合は、助成対象事業となりますか？

A.201

第三者所有モデル等による設置の場合は、対象事業となります。

なお、国及び地方公共団体は助成対象事業者になることはできません。

Q.202 既設の再エネ設備を設置しているのですが、蓄電池のみの申請は助成対象事業となりますか？

A.202

対象外となります。本事業は再エネ設備の新規導入が要件となります。

Q.203 既設の再エネ設備と今回申請分の新設再エネ設備を接続しても助成対象事業となりますか？

A.203

対象となります。ただし、既設設備との共通利用設備がある場合は、既設設備と経費按分を行い、既設設備利用分にあたる経費は対象外となります。

Q.204 企業の社員寮は助成対象事業となりますか？

A.204

事業専用部を有する場合はその部分のみ対象となります。

事前に公社までお問い合わせください

Q.205 防水・塗装工事費は助成対象経費となりますか？

A.205

本事業の導入設備を設置するうえで必要な工事であれば対象となります。その場合、設備設置面積分（設備設置箇所）のみ対象となります。

Q.206 出力制御機能付きの計測装置は助成対象経費となりますか？

A.206

出力制御機能の部分は対象外となります。同等の計測機能のみの機器の参考価格(見積等)を提示いただき、その部分のみを対象とします。

Q.207 実施設計費とはどのようなものが助成対象経費となりますか？

A.207

契約後に作成された資料かつ、図面、構造計算、数量調査等を実施した結果作成された資料を対象とします。最終的には実績報告時に提出された資料をもとに判断します。
※不明な点は事前に公社へお問い合わせください。

Q.208 助成対象設備がわかる一覧表などはありますか？

A.208

助成対象設備は以下の通りです。こちらに記載がなく、判断が難しい場合は、公社までお問い合わせください。

助成対象経費及び助成対象外経費の区分				
過剰な経費とならないことを前提に対象・対象外の区分をしております。申請内容により下記の通りとならない場合あります。				
	助成対象経費	種別	助成対象外経費	種別
設計費	実施設計費 ※詳細はQ&AのQ207参照	共通	基本設計費	共通
	熱応答試験費（サーマルレスポンステスト）	地中熱	事前調査費(左記のものを除く)	共通
	掘削調査費	地熱		
設備費	再エネ発電設備	共通	出力制御装置	共通
	蓄電池(発電設備により充電するもの)	共通	電力会社申請費用 オプティマイザー	共通
	ダウントラ ns	共通	売電用電力量計	共通
	地絡過電圧継電器 (OVGR)	共通	日射計、気温計、避雷針	太陽光
	逆電力継電器 (RPR)	共通	オーブンループ型(地中熱)	熱利用
	接続箱	共通	空調機	熱利用
	計測装置、モニター、エクステンダー(モニターへの増幅器)	共通	ファンコイルユニット	熱利用
	特定負荷分電盤(第4号様式別紙2提出要)	共通		
	配線ケーブル、配管等の材料費	共通		
	架台	太陽光		
	クローズドループ型 (地中熱)	熱利用		
工事費	機械基礎工事費	共通	機械基礎以外の工事費 (土地造成、整地、地盤改良、フェンス等)	共通
	法令で義務付けられている工事費	共通		
	機械設置に必要な足場の仮設費	共通	建屋工事費	共通
	防水、補強、塗装工事費(設備設置後の実施が不可能な場合) 必要最低限・一部分 ※詳細はQ&A参照	共通	既存構築物の撤去、移設、処分に係る費用 植栽及び外構工事費 仮設電源工事費(電源車、発電機等)	共通
	諸経費、一般管理費、共通仮設費 法定福利費	共通		
	試運転調整費、機械損料、養生費	共通		
	配線ケーブル、配管等の材料費	共通		
	主任技術者立会費	共通		
	産廃処分費 (製品梱包材などの工事端材)	共通		
	道路融雪用に係る工事費	地中熱		
その他			消費税	共通
			各種保険・保証料	共通
			FIT認定による売電を行うシステム	共通

Q.209 太陽光発電搭載型のソーラーカーポートは助成対象となりますか？

A.209

カーポート部分を除いた太陽光パネルと、架台部分を助成対象とします（カーポートは助成対象外）。その際、以下の資料をご提出いただきます。

- ①カーポート部分と架台部分の範囲を明確に示した参考図やカタログ等の資料
- ②カーポート部分と架台部分の金額を明確に分けた見積書

Q.210 太陽光発電一体型のソーラーカーポートは助成対象となりますか？

A.210

助成対象外となります（太陽光パネルや架台についてもカーポートの一部であると判断し、カーポートとしての用途と不可分なものと考えるため）。

3. 申請方法について

Q.301 申請書類の提出方法を教えていただけますか？

A.301

提出書類をファイリングしていただき、提出書類の冊子の表紙に事業名、申請者名を記載し、公社宛てに郵送してください。メール等の電子データのみの提出は受領致しません。

Q.302 申請書が複数あるのですが、1つの封筒で郵送してもよろしいですか？

A.302

可能です。申請書は事業名等が分かるよう封筒内で分けて郵送してください。

Q.303 助成金申請の審査状況について教えていただけますか？

A.303

手引きに記載の通り、審査の状況をお伝えすることはできません。

Q.304 交付決定等のお知らせはいただけるのでしょうか？

A.304

交付決定通知書等を助成事業者へ送付致します。

メール、電話等で別途ご連絡は致しません。

Q.305 助成金申請を請負業者などに代行していただくことはできますか？

A.305

可能です。手続代行者をたてる場合、申請書への記載が必要となります。

詳しくは手引きをご参照ください。

Q.306 ビルのテナントとして入っていますが、どのように申請すればよいのでしょうか？

A.306

ビルオーナーから許可を得たのち(第3号様式を提出)、申請してください。電力需給契約がテナント単位なのか、ビル全体であるのかを御確認いただき、該当施設の電力明細書を提出してください。

Q.307 複数の設備間に共通で利用する設備がある場合、どのように経費を計算すればよいのでしょうか？

A.307

共通設備の経費は次のように算出します。再エネ設備の定格出力を用いて経費を按分してください。再エネ設備と蓄電池間で利用する場合、再エネ設備の定格出力と蓄電池の定格容量で経費を按分してください（手引き P16 参照）。

Q.308 交付申請時に提出するのは1社の見積書でよろしいですか？

A.308

複数社必要となります。複数社とは2社以上となります。設備と施工で分けて契約を行うことを想定している場合などは、各項目それぞれで2社以上見積提出お願い致します。

Q.309 提出書類のうち、手続代行者の記名が必要な書類や、提出が必要な公的書類を教えてもらえますか？

A.309

以下の対比表をご確認の上、必要書類をご提出ください。なお、各書類の注意事項は”助成金申請の手引き”をご参照ください。

交付申請		事業関係者の区分			
		助成対象事業者	共同申請者	手續代行者	施設所有者※3
助成金交付申請書	第1号様式	○	○	○	×
誓約書	第2号様式	○	○	○	×
助成対象事業の実施に係る同意書	第3号様式	×	×	×	○※1
登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の原本又は写し	添付資料1※2	○	○	×	×
青色申告者であることを証明する書類（写し）直近1か年分		○	○	×	×
設置場所（建物又は土地）の登記簿謄本（全部事項証明書）の原本又は写し	添付資料2※2	○※4	×	×	○※4
印鑑証明書の原本又は写し	添付資料3※2	○	○	○	△※1

事業開始届		事業関係者の区分			
		助成対象事業者	共同申請者	手続代行者	施設所有者※3
助成事業開始届	第7号様式	○	○	○	×
実績報告		事業関係者の区分			
		助成対象事業者	共同申請者	手続代行者	施設所有者※3
実績報告書兼助成金交付請求書	第17号様式	○	○	○	×

※1. 第3号様式へ押印、もしくは印鑑証明書をご提出ください。

※2. 該当者にご用意いただく公的書類を示します。

※3. 設備所有者と施設所有者が異なる場合に該当します。

※4. 設備を設置する施設の登記簿謄本をご提出ください。

4. その他

Q.401 施工業者は、東京都内の業者を選ばなければなりませんか？

A.401

施工業者は、東京都外の業者でも構いません。設備の導入施設及び消費施設は東京都内であることが要件になりますが、申請者、手続代行者等の所在地は東京都内に限定していません。

Q.402 交付申請書類提出から交付決定までの期間はどのくらいですか？

A.402

1.5～2ヶ月ほどが目安となります。また書類に不備があり修正、再提出いただくことになりますと、その期間は審査が止まってしまいますので、その期間が長くなるほど交付決定に時間がかかります。

※審査の進捗に関しては手引きに記載の通りお答えできません。

Q.403 太陽光発電設備の法定耐用年数が15年、17年とありますが、違いは何でしょうか？

A.403

屋根材の代わりに代替するものが15年、架台を設置するようなタイプが17年となります。

Q.404 余剰売電を行ってもよいのでしょうか？

A.404

固定価格買取制度によらず、休日等の発電電力を売電することは問題ありません。

ただし、発電設備の年間発電量は、需要先の年間消費電力量の範囲内とします（手引きP8参照）。また、売電を行う場合には“余剰売電に係る同意書”をご提出いただく場合がありますのでご相談ください（余剰売電を行う場合は、第4号様式へ必ずチェックし

てください。)。

Q.405 省エネ診断を受診したいのですが、都内で対象となる施設が助成金に申請する新築施設のみです。受診できますか？

A.405

受診できます。実績報告書は、省エネ診断の報告書が発行されてからご提出ください（省エネ診断報告書の発行は、建物の竣工から2～3ヶ月程度かかります）。

Q406 再エネ設備から発電された電力を、建物所有者等に売電することはできますか？

A.406

要件を満たした上で、売電を行うことができます（手引きP6参照）。

売電を行う場合には“第三者所有モデルによる設置における売電契約に係る同意書”をご提出いただく場合がありますのでご相談ください。